

# 出自情報「国が保管を」

## 子の知る権利 当事者ら議論

熊本市西区の慈恵病院が独自運用する「内密出産」は、女性が匿名で産んだ子どもの「出自を知る

権利」をどう保障するかが大きな課題となっている。熊本大は17日、内密出産と出自を知る権利をテーマにしたシンポジウムを開き、研究者と弁護士、当事者が、真実告知の在り方や子どもに残すべき情報の範囲を議論。病院に委ねられている情報の保管は「国の機関が担うべき」との見解で一致した。



内密出産と「出自を知る権利」について意見を交わすパネリスト。宮津航一さん（左）は当事者の立場から「子どもに情報を残してほしい」と訴えた＝17日、熊本市中央区

慈恵病院の内密出産は、女性が病院の一部職員に身元を明かし、身分証のコピーなどを預けて子どもを産む。情報は院内で保管し、子どもに開示する。出産後、市に身元を明かして「内密」ではなく通常のケースを含め、これまでに11人の出産が公表されている。

しかし、真実告知や情報開示の手順や内容は定まっておらず、国が昨年9月公表した内密出産のガイドラインにも明記されていない。熊本市と慈恵病院が共同設置した「出自を知る権利」の検討会が、7月から議論を始める予定だ。

### 告知後を支えて

内密出産で生まれた子どもは、事実を知らなければ情報にアクセスすることができない。養育者が、生みの親の存在や家族になったいきさつなどを伝える「真実告知」が重要になる。

シンポジウムで、里親支援に取り組む村田晃一弁護士(58)は「養子縁組をした親の中には告知をしていない人もいる。強制できるものか難しい」と話した。「(この)ゆりかご」に預けられたことを公表している県立大2年の

熊本法学部の学生ら約100人が参加した内密出産のシンポジウム



宮津航一さん(19)は、早期の段階的な告知と、その後のサポートの必要性を強調した。「告知を受けた子どもは親を一時的に信頼できなくなったり、距離を置いたりする可能性もある。里親支援のフォスティング機関などに、心のよりどころになってほしい」

### ささいなことでも

国のガイドラインは、親の身元情報(名前、住所、生年月日)は病院が永年保存するとしている。

村田弁護士は「欲しい情報は当事者によって違う。情報は多ければ多いほど良い」として、「出自情報に乏しい人たちの声を聞いてほしい」と要望した。

宮津さんは「親の身元よりも自分自身の情報が欲しかった。写真1枚、ささいなエピソード一つでも良いから残してほしい」と訴えた。子どもに伝え

る時期に関しては、「子ども自身に関する情報は、幼少期からアクセスできるようにするべきだ。生みの親やきょうだいなどの情報は、事情を理解し受け止められるようになる中学進学くらいのタイミングがいいのではないかと提案した。

### ドイツでは「基本権」

2014年に内密出産を法制化したドイツ。同制度を研究する熊本大大学院のトビアス・パウアー教授(47)によると、月平均約10件の出産がある。実母の氏名と住所、生年月日を記録した「出自証明書」は政府機関が保管。子どもが16歳になれば閲覧できる。実母は閲覧に異議を申し立てることができ、その場合は家庭裁判所が判断する。

また、実母が同意すれば、人物像や内密出産に至った事情などを相談機関と養子縁組あっせん団体が共有。養親を通じ、子どもが16歳になる前から伝えられているという。

パウアー教授は「ドイツは、出自を知る権利は基本権と位置づけられており、国が責任を持って保障する」と報告した。

家族法に詳しい奈良大の床谷文雄教授(69)は、「日本でも、戸籍に記載するような最小限の内容は国が保管するべきだ」とした。その上で、「内密出産に至った背景など実母が任意で残す情報は、子どもがアクセスしやすいよう病院や福祉サービス機関が持つておく。民間病院が経営破綻した場合に備え、国や都道府県も保管する二重、三重の構造をつくる必要がある」と述べた。シンポジウムは熊本大大学院人文社会科学部が主催。法学部の学生ら約100人が聴いた。(清島理紗)